平成２９年（フ）第３１１号
北海道旭川市６条通11丁目55番地の10　ラポール６条1001
債務者　鈴木　博子（旧姓塚田）
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０号
富山市磯部町３丁目６番11号スクエア磯部311号室、住民票上の住所石川県小松市扇原町52番地
債務者　谷口　英幸
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　裕彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１号
鹿児島県霧島市隼人町住吉638番地31　ユニキューブ住吉Ｅ棟
債務者　今田　知子（旧姓寺下）
1　決定年月日時　平成30年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高妻　価織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第１７９号
名古屋市緑区作の山町14番地の１　フラワーヒルズ106号、従前の住所名古屋市緑区鳴海町字文木61番地　レオパレスアグリジェント307号
債務者　和田　修平
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　恭平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３３号
愛知県岡崎市蓑川新町２丁目５番地８　グレイスコート・Ⅱ401、前住所愛知県岡崎市明大寺町字大坎１番地84
債務者　塚田　　務
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　将成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第９５３号
仙台市泉区館２丁目25番地の１
債務者　佐藤　喜美
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１０２１号
仙台市宮城野区田子１丁目17番16号　シティハイツ202
債務者　葛西　　愛
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第４８号
仙台市泉区松陵３丁目８番地の８
債務者　大内　陽子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第６号
宮城県柴田郡柴田町槻木西１丁目12番43号
債務者　松本　浩一
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成３０年（フ）第１号
茨城県水戸市見川町2131番地の2008　コンフォート緑岡Ｂ棟203号、前住所茨城県水戸市見和３丁目613番地の22
債務者　長山夏菜子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第１２号
茨城県水戸市藤が原２丁目１番地の１　県営藤が原アパート６棟301号
債務者　小松﨑敏一
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第３３号
茨城県水戸市浜田町53番地　リッツガーデンⅠ－303号
債務者　平澤ひろみ
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第１７号
新潟市南区高井東２丁目２番29号
債務者　伊藤　郁子（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８号
長野県松本市並柳４丁目５番Ａ３－15号　県営住宅
債務者　赤羽　浩平
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第６号
静岡県富士市中野483　リオン・ツインズⅠ206、住民票上の住所静岡県富士宮市大岩825番地の２　サニーヒルⅡ302
債務者　渡邉　映帆
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
静岡地方裁判所富士支部